

令和3年第1回安城市議会定例会請願文書表

令和3年3月2日

番 号	請 願 第 1 号	受理年月日	令和2年11月30日
件 名	二村守議員の市庁舎内における暴言、暴行について、『二村守議員の市庁舎内における行いに関する審査会を設置して、その言動の有無及び是非を明らかにし、市民に説明することを求める陳情書』（令和2年9月23日提出）と『二村守議員の市庁舎内における暴言・暴行について第三者委員会を設置し状況を解明させ、市民に、その有無と是非及び責任を明らかにすることを求める陳情書』（令和2年11月6日提出）を会議の議題としなかったことについて、その説明を求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>令和2年11月24日の議会運営委員会は、表題にある2つの陳情書について「安城市議会請願書及び陳情書取扱要綱」第2-4-(4)を根拠に会議の議題にはしないとされました。</p> <p>「安城市議会請願書及び陳情書取扱要綱」第2-4-(4)によると『陳情内容が本市の権限に関与しない事項で、国・県等の施策にその対応が委ねられているもの』となっています。</p> <p>まず、前段にある『陳情内容が本市の権限に関与しない事項』ということですが、議員の規律については安城市議会基本条例第17条1項、及び安城市議会議員政治倫理条例第3条1号、4号で議員の政治倫理が示されていることから、これを根拠とすることは合法性がなく、不適切ということになります。</p> <p>また、後段の『国・県等の施策にその対応が委ねられているもの』でもないことは、だれの目にも明らかなことと言えます。</p> <p>何よりも議会は議会基本条例第3条1項にあるように『言論の府』であり、議員は議場で言論を戦わすことがその責務であることは言うまでもありません。</p> <p>議員としてはもちろん、当時議長の立場にあった議員が暴言、暴力に及ぶことは最もあってはならないことであり、議会の存在意義を問われかねないと言えます。</p> <p>議場の外、それも住民や市職員がいる市庁舎内で、議長の立場にあった二村守議員がある議員に対して大声で暴言を発し、その議員の所有物を奪い取ろうとする暴行の事実を住民に明らかにせず、その責任も問わないとなれば、これは公序良俗に反しているのみならず、開かれた議会を標榜した自治基本条例及び議会基本条例に反し、不都合なことを隠す隠蔽工作と言えるものであり、何よりも納税者及び有権者に対する裏切り及び背信行為です。</p> <p>このような事件を無きものにしようとする行為は住民として断じて看過できるものではありません。</p> <p>陳情書が提出された以後においても、暴行を受けた議員に対して、いまだに謝罪すらされていないと聞いており、二村守議員にはなぜそのようなことが許されるのか、及び他の議員が同様なことをしても同じ対応が許されるのか、説明責任を負う議会としての明快な説明を求めます。</p> <p>9月23日に提出した陳情書において、議員政治倫理条例にある審査会の手続きは承知していますし、11月6日に提出した陳情書にある第三者委員会というものがかつて開かれたことはなかったかもしれませんが、議会においてあってはならない二村守議員の暴言、暴行事件を不問に付すことは、安城市議会の今後において、これが基準となってしまう、議会の</p>		

秩序が保たれるのか心配すると共に、議会制民主主義の崩壊につながらないかと危惧せざるを得ません。

さらに付け加えるならば、安城市議会には平成28年10月12日の行政調査先で起きた、当時から二村守議員と同じ会派の鈴木浩議員による今回と同じ議員に対する暴行事件があり、新聞記事にもなり、警察ごとにもなりました。

しかし、この時も議会は、鈴木浩議員に対して、審査会等を設置しないなど、公には何もせずに、不問に付し、その再発防止策を講じなかったと聞いております。

結局、住民に一言も説明せず、事件を隠蔽した事実が浮かび上がってきました。

今回の事件も、前回と同様に隠蔽工作が企てられているのでしょうか。

このような隠蔽工作を画策するような安城市議会ですから、私たち住民が知らないだけで二村議員、鈴木議員以外にも、隠された暴行事件があったのかもしれない。

尚、現在までの議会対応は想定範囲内であり次のステップに入ることになります。

議会事務局は「第三者委員会を設置したことがなく、ルールもないから、陳情書に対応できない」といった類の説明をしたと聞いております。

そうであるならば、世間を見て、最初から、第三者委員会の設置を想定して独自にルールを定めている地方自治体等が、一体、どこにあるのでしょうか！ 明確な回答を求めます。

身内の審査会では、うちわで何をやっているのか住民にはわからず、また、客観的な判断が下せるのかなど、その公平・公正性に疑問を持たざるを得ないことは当然のことです。

ゆえに、真に公平・公正な判断をし、住民の理解を得ようとするならば、特別に第三者委員会を設置するのが世間的には常識ではないでしょうか。

このようなことすら理解も想定もできない議会、議員各位だったのでしょうか。

そして、大屋議長様、前議長の二村議員（現・安城創生会会長）様には、ご経験上から、ご承知おきかとは存じますが、第三者委員会を設置するためのガイドラインを、すでに2010年の時点で、「日本弁護士連合会」が

「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」として公表しています。

当市には規則がないから、できない？そのような市議会などの見解を聞く耳は住民には、ございません。

このようなガイドラインをもとに、その時々の特異性などを加味しつつ、第三者委員会を立ち上げて、住民の理解等を得ようと努めることが、良識ある感覚ではないでしょうか。

安城市の住民の負託に応える議員として、二村守議員の暴言、暴行事件に対して真摯に向き合い、誠実かつ厳格な対応をすることにより、安城市議会の正義を示していただくことを願うと共に、今後二度とこのような事件が起きないように議会をあげて規律と倫理の徹底をお願いいたします。

請願事項

表題にある2つの陳情書を会議の議題としなかった理由について、自治基本条例第10条2項、及び議会基本条例第3条5項等に従い、以下の9項目について説明を求めます。

1 議員の職場である市庁舎内における二村守議員の暴言、暴行事件は議会及び議員にとって最もあってはならないことではないでしょうか。

それとも、場合によっては許される行為ということでしょうか。

その許される場合とはどのようなものなのでしょうか。

2 他の議員による同様な暴言、暴行事件が起きた場合に、議会として二村守議員と同様な対応をされるのでしょうか。

3 表題にある2つの陳情書を会議の議題とされなかったことから、安城市議会は市庁舎内における議員、しかも議長職にある議員の暴言、暴行の程度では問題としないことが明らかとなりました。それならば、どのような不祥事等があれば議会は自らその真相究明を行い住民に報告されるのでしょうか。

- 4 二村守議員の暴言、暴行事件を不問に付すことは、議会の不祥事を隠す隠蔽工作と言え、議会の信用を踏みにじる行為でしょう。これは有権者であり納税者である住民への背信行為及び裏切り行為ではないでしょうか。
 - 5 この現状対応を見る限りでは、無法議会にしか見えませんが、いつから安城市議会は、無法議会と化したのでしょうか。
住民のための議会として法令等を守ろう、規律を正そう、倫理を尊重しよう、とする気持ちが見られず、議員の数にものを言わせて、自分達に都合が悪いことは、「無きもの」にしようとしているのではないですか。
 - 6 このような議会の実態を住民に知られても良い及びかまわないとお考えでしょうか。議会に代わり、当市内の住民に知ってもらうことは可能です。容認いただけますか。
 - 7 安城市議会では議員に対する暴行、差別、いじめ等が行われているのでしょうか。
 - 8 最初から、第三者委員会の設置を想定して独自にルールを定めている地方自治体等が、一体、どこにあるのでしょうか。
 - 9 議会運営委員会の議決に至る過程に問題はないと考えますが、『安城市議会請願書及び陳情書取扱要綱第2-4-(4)』が、なぜ表題にある2つの陳情書を会議の議題としない根拠となるのか法的、論理的な説明をお願いします。
- 本請願書の内容について質問等があれば、より正確な回答をしたいと思しますので、本請願が常任委員会に付託される5日前までに文書でご連絡いただきたいと思います。
- 各マスコミ等を含め、安城市の住民に資するため、また本請願の位置付けを的確に理解し今回の件に関しての正当な判断が可能になるようにさせるため、表題にある2つの陳情書を添付致します。
- これらを参照の上、合法的、客観的、論理的な説明を求めます。